令和7年度市民税・県民税申告の手引き

今年も市民税・県民税の申告書を提出していただく時期となりました。

この申告は、あなたの市民税・県民税額を算出する基礎となります。また、国民健康保険料・保育料・ 児童手当・福祉医療などの手続きに必要となることがあります。申告書に必要事項を記入して提出 してください。

- 申告書の提出先・問合わせ先等

7507-8787

多治見市音羽町1丁目233番地

多治見市役所駅北庁舎 税務課 市民税グループ

電話:0572-22-1111 (内線2263・2264)

○市民税・県民税の申告については、郵送で申告する方法が便利です

市民税・県民税申告書に必要事項を記入し、必要書類を添付して郵送してください。 また、3月17日までは各地区事務所での提出もお受けします(封筒に入れて提出してください)。

申告書の提出が必要な方

- ・令和7年1月1日現在、多治見市に住所があり、令和6年中に収入のあった方(ただし下記の申告書の提出が不要な方)を除きます)
- ・令和6年中に給与や公的年金等の収入があり、社会保険料、生命保険料などの所得控除を受けようとする方(所得税の還付を受けようとする方は税務署に確定申告書を提出してください)

令和6年中に収入がなかった方でも、国民健康保険料、公営住宅の入居、福祉、国民年金保険料などの手続きのための基礎資料となりますので、該当する方はこの申請書を提出されることをおすすめします。

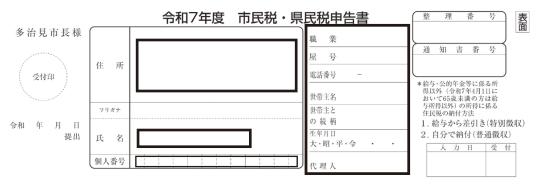
→3ページ「B無職無収入又は遺族年金・障害年金など(非課税所得)のみの収入の方」参照

申告書の提出が不要な方

- ・所得税の確定申告書を提出される方
- ・令和6年中の所得が給与のみで、勤務先で年末調整をされた方
- ・65歳以上(昭和35年1月1日以前の生まれ)の方で、令和6年中の収入が公的年金等のみで152 万円以下の方
- ・65歳未満(昭和35年1月2日以後の生まれ)の方で、令和6年中の収入が公的年金等のみで102 万円以下の方

申告書を提出される方へ

必ず住所、氏名、<u>マイナンバー(個人番号)</u>、職業、電話番号、世帯主名、世帯主との続柄、生年月日、代理の方が記載される場合は代理人名を記入してください。



目次

【「1収入金額等」と「2所得金額」の記入方法について	
* · · · — = · · · · · · · · · · · · · · ·	
Aご自身の収入の種類が不明な方(所得の種類)・・・・・・・・・・・2ページ	
B無職無収入又は遺族年金・障害年金など(非課税所得)のみの収入の方・・・・3ページ	
C給与収入(パート、アルバイトを含む)があった方・・・・・・・・・3ページ	
D公的年金等の収入があった方・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ	
所得金額調整控除が適用となる方・・・・・・・・・・・・・・・5ページ	•
E 個人年金、報酬などの収入があった方(公的年金等以外の雑所得があった方)・6ページ	•
F営業、不動産による収入があった方・・・・・・・・・・・・・・・6ページ	•
G生命保険の満期返戻金などの一時的な収入があった方(一時所得があった方)・7ページ	
Ⅱ 「3所得から差し引かれる金額に関する事項」と「4所得から差し引かれる金額」の記入	
方法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ペーシ	ì

申告書の書き方

Ⅰ 「1収入金額等」と「2所得金額」の記入方法について

所得金額とは

所得金額=収入金額 — 必要経費 (公的年金等、給与のみの収入の方の場合は3ページ、4ページ参照) 収入金額・・・・(手取りではなく、税金や社会保険料を差し引く前の) 給与、年金、営業などの売上金、 賃貸料など、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入金額

必要経費・・・・収入を得るために支出した費用(生活費を除く)

A ご自身の収入の種類が不明な方(所得の種類)

所得	景の種類	内容	記入方法	記載欄
事業	営業等	小売業、製造業、飲食店業、サービス業などの営業所得や外交員、 医師、私塾の経営などによる所得	6ページ	⑦①裏面4~7
*	農業	農作物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生じる所得	*	①②裏面4~7
7	「動産	土地や建物の貸付などから生じる所得	6ページ	◎3裏面4~7
	利子	預貯金、公債や社債の利子などによる所得 (下記の利子を除く)	*	4
		特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権の利子などによる所得		表面5
	配当	株式や出資などの配当・分配金などによる所得		勿⑤裏面8
	給与 サラリーマンの給料や賞与、アルバイトやパートタイムにより生 じる所得		3ページ	の 6 裏面 1・4
国民年金や厚生年金、企業年金などの公的年金等による所得		国民年金や厚生年金、企業年金などの公的年金等による所得	4ページ	争⑦裏面1
		個人年金、原稿料・さし絵などの報酬、講演料、印税などによる所得とその他の所得に当てはまらないもの	6ページ	∅9裏面2
機械やゴルフ会員権などの譲渡による所得 (土地・建物・株式などの譲渡による所得)			*	② ① ① ① 裏面 8 (表5·6裏面8)
一時 生命保険の満期返戻金、賞金、競馬・競輪などの払戻金などによ る所得		7ページ	911	
非課稅	になる所得	遺族年金、障害年金、失業保険、慰謝料など	3ページ	

※詳細やご不明な点は税務課市民税グループにお尋ねください 電話:22-1111 (内線 2263・2264)

B 無職無収入又は遺族年金·障害年金など(非課税所得)のみの収入の方

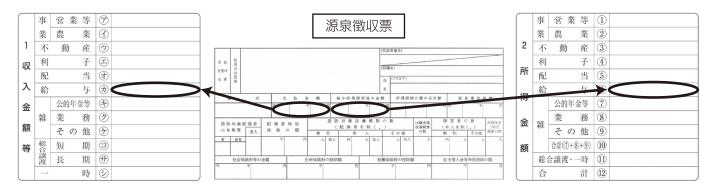
営業等 申告書表面「2所得金額」の「⑫合計」に 2 業 農 業 2 0 (ゼロ) と記入してください。 動 産 3 不 子 (4) 利 所 当 ⑤ 与 6 得 公的年金等 務 8 金 雑 その他 9 合計(7+8+9) 10 竆 総合譲渡・一時 11 (12)

C 給与収入(パート、アルバイトを含む)があった方

源泉徴収票の支払金額を「1収入金額等」の「①給与」に記入し、給与所得控除後の金額を「2所得金額」の「⑥給与」に記入してください。源泉徴収票が複数ある場合や源泉徴収票をお持ちでない方は、給与の総支給額を①に、下の表から給与所得金額を算出して⑥に記入してください。

次に該当する方は、5ページの所得金額調整控除の適用となる場合があります。参照して適用される場合は、⑥欄に控除後の金額を記入してください。

- ・給与等の収入金額が850万円以上の方
- ・給与と公的年金等の両方の収入がある方



※源泉徴収票(コピー可)を申告書に添付してください

《給与収入から給与所得金額を求める算式》 (※) (A) = 収入金額÷4 (千円未満切捨て)

給与等の収入金額	所得金額
~ 550,999円	0円
551,000~1,618,999円	収入金額-55万円
1,619,000~1,619,999円	1,069,000円
1,620,000~1,621,999円	1,070,000円
1,622,000~1,623,999円	1,072,000円
1,624,000~1,627,999円	1,074,000円
1,628,000~1,799,999円	A×2.4+10万円
1,800,000~3,599,999円	④×2.8−8万円
3,600,000~6,599,999円	④×3.2−44万円
6,600,000~8,499,999円	収入金額×0.9-110万円
8,500,000円~	収入金額-195万円

例) ② 給与収入金額が3,351,400円の 場合の⑥給与所得金額

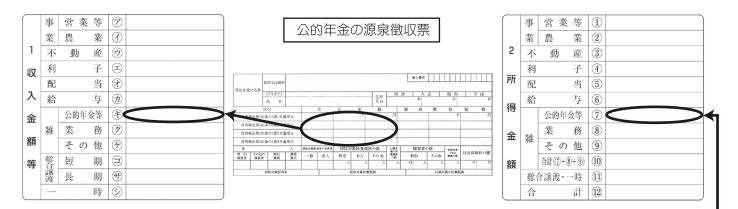
> 3,351,400÷4=837,850 A=837,000

837,000×2.8-80,000= 給与所得金額 2,263,600円

※令和3年度より、給与等収入金額が 850万円を超える場合の給与所得 控除額は、195万円の定額となり ました。

□ 公的年金等の収入があった方

年金支払者などから送られてくる公的年金等の源泉徴収票の<u>支払金額</u>(源泉徴収票が複数ある場合は総支払額)を「1収入金額等」の「1)雑 公的年金等」に、また、下の表から所得金額を算出し「2所得金額」の「7)雑 公的年金等」に記入してください。



《公的年金等収入から雑所得を求める算式》

(※) Aは公的年金収入金額

65歳未満の人(昭和35年1月2日以降生まれ)						
八的左合竿加了 合語 (余)	公的年金等に	係る雑所得以外の所得に係る	合計所得金額			
公的年金等収入金額(争)	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超			
130万円以下	A(※)-60万円	A(※)-50万円	A(※)-40万円			
130万円超 410万円以下	A (※) ×75%-27.5万円	A(※)×75%-17.5万円	A(※)×75%-7.5万円			
410万円超 770万円以下	A(※)×85%-68.5万円	A(※)×85%-58.5万円	A(※)×85%-48.5万円			
770万円超 1,000万円以下	A (※) ×95%-145.5万円	A (※) ×95%-135.5万円	A (※) ×95%-125.5万円			
1,000万円超	A(※)-195.5万円	A(※)-185.5万円	A(※)-175.5万円			

65歳以上の人 (昭和35年1月1日以前生まれ)						
八的左人等加了人類(全)	公的年金等に	係る雑所得以外の所得に係る	合計所得金額			
公的年金等収入金額(争)	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超			
330万円以下	A(※)-110万円	A(※)-100万円	A(※)-90万円			
330万円超 410万円以下	A(※)×75%-27.5万円	A (※) ×75%-17.5万円	A (※) ×75%-7.5万円			
410万円超 770万円以下	A(※)×85%-68.5万円	A(※)×85%-58.5万円	A(※)×85%-48.5万円			
770万円超 1,000万円以下	A (※) ×95%-145.5万円	A (※) ×95%-135.5万円	A (※) ×95%-125.5万円			
1,000万円超	A(※)-195.5万円	A(※)-185.5万円	A(※)-175.5万円			

- 例) ① 公的年金等収入が 2 8 0 万円で 6 5 歳未満の人の場合の⑦雑所得金額 2,800,000×75%-275,000=雑所得金額 1,825,000円
 - 会 公的年金等収入が280万円で65歳以上の人の場合の⑦雑所得金額 2,800,000-1,100,000=雑所得金額1,700,000円

※源泉徴収票(コピー可)を申告書に添付してください

所得金額調整控除が適用となる方

(1)給与等の収入金額が850万円を超える方

次のいずれかに該当する方は適用の対象となります。

- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- ・本人が特別障害者に該当する場合
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合
- 注 「特別障害者に該当する」とは、身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級あるいは療育手帳Aの方等を指します。 裏面下部「9所得金額調整控除に関する事項」の該当する項目に記入してください。



差し引きし「2所得金額」の「⑥給与」に記入してください。

(給与等の収入金額※ -850万円) ×10%

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円として計算します。

(2) 給与と公的年金等の両方の収入がある方で、 給与等の所得金額及び公的年金等に係る雑所得の 金額の合計額が10万円を超える方

下の計算式により算出した控除額を、給与所得金額から 差し引きし「2所得金額」の「⑥給与」に記入してください。

給与所得の金額 @ + 公的年金等に係る所得金額 ⑩ -10万円

※②と⑤がそれぞれ10万円を超える場合は、それぞれ10万円として計算します。

例) 例) 分給与収入金額120万円、
会公的年金等収入金額115万円(65歳以上)の場合
(給与所得の金額) 1,200,000-550,000=650,000

10万円を超えるので@=100.000

(公的年金等に係る所得金額) 1,150,000-1,100,000=50,000

↓ 10万円を超えないので ⑤=50,000

(所得金額調整控除額) @+6-100,000

=100,000+50,000-100,000

=50,000

(調整控除後の給与所得金額) 650,000-50,000=600,000円

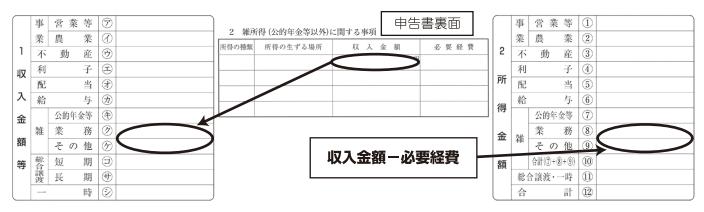
(1)(2)の両方が適用される場合は、両方を適用した後の金額を給与⑥に記入してください。

注 「給与所得の金額」、「公的年金等に係る所得金額」の計算方法については3~4ページを参照ください。



E個人年金、報酬などの収入があった方(公的年金等以外の雑所得があった方)

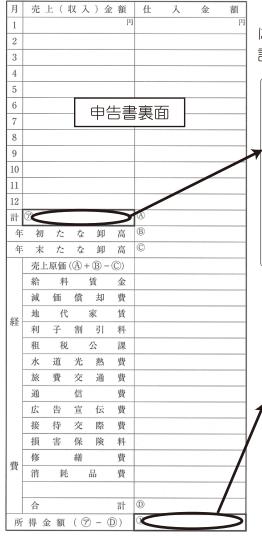
申告書裏面「2雑所得(公的年金等以外)」にその所得の生ずる場所と収入金額、その収入を得るのに要した経費を記入してください。収入金額を申告書表面「1収入金額等」の「②雑業務」、「②雑その他」に、収入金額から必要経費を差し引いた金額を「2所得金額」の「⑧雑業務」、「⑨雑その他」に転記してください。



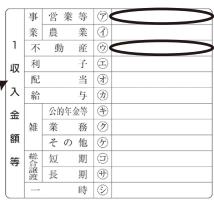
※個人年金や報酬の支払通知(コピーでも可)を添付してください

F 営業、不動産による収入があった方

5 営業所得・不動産所得等のある方の記入欄



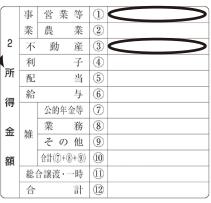
申告書裏面の「5営業所得・不動産所得等のある方の記入欄」 に各月の売上(収入)金額、仕入金額を記入し、それぞれの合 計額を⑦と△に記入してください。



⑦の欄の金額が申告書表面「1収入金額等」の「⑦事業営業等」(不動産所得がある方は「⑦不動産」) にあたりますので、金額を転記してください。

収入を得るために要した経費を記入してください。ただし生活費や所得税、市・県民税などは経費に含まれません。

経費の詳細などは税務課市民税グループにあ尋ねください。



①の欄が表面「2所得金額」の「①事業 営業等」(不動産所得がある方は「③不動産」)にあたりますので、金額を転記してください。

G 生命保険の満期返戻金などの一時的な収入があった方(一時所得があった方)

一時所得=(収入金額-その収入を得るために支出した金額-50万円の特別控除額)÷2

収入金額から必要経費を差し引き、さらに特別控除の50万円を引いた金額を「1収入金額等」の「②一時」に記入し、②の金額を2分の1にした金額を「2所得金額」の「⑪総合譲渡・一時」の欄に記入してください。

例) 生命保険の満期返戻金が200万円あり、すでに払込んだ保険料など必要経費が120万円ある場合 2.000.000-1.200.000-500.000= ⑤ 300.000円

2,000,000—1,200,000—300,000—300,000H											
	額1	50	,000円				事	営業	等	7	
					x		業	農	業	1	
\		事	営業等	1		1	不	動	産	(4)	
\		業	農業	2		収	利		子	Œ	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	2	不	動 産	3		10	配		当	A	
※保険金の支払通知など収入が \		利	子	4		入	給		与.	7)	
わかるもの(コピー可)を添付 \	所	配	当	(5)		金		公的年	金等	#	
	细	給	与	6		_	雑	業	務	9	
してください	得		公的年金等	7		額		その	他	(7)	
	金	雑	業務	8		等	総合	短	期	3	
	, Mr	米 E	その他	9		,,	総合譲渡	長	期	#	
			合計(7+8+9)	10			_		時	9	
		総行	合譲渡・一時	(11)							
		合	計	12							

Ⅲ「3所得から差し引かれる金額に関する事項」と「4所得から 差し引かれる金額」の記入方法について

「3所得から差し引かれる金額に関する事項」と「4所得から差し引かれる金額」の各欄はそれぞれ番号で対応しています。なお表中の金額は、令和6年中におけるそれぞれの額となります。

	控除を受けるための条件	控除額	記載欄				
維損控除	災害、盗難、横領などにより資産に損失が生じた場合	※ 1	25				
医療費控除	あなたやあなたと生計をともにする親族の医療費(保険金等で補填された金額を除く) を、10万円又は総所得金額等の5%以上支払った場合						
※詳しくはお尋ね ください	P9参照	29 「区分」のロに 「1」と記入					
社会保険料控除	あなたやあなたと生計をともにする親族の健康保険料、介護係 年金保険料などを支払った場合	保険	料、国民(厚生)	支払った額	13		
小規模企業共済 等掛金控除	小規模企業共済法に基づく掛金、又は確定拠出年金法に基づ< 金、若しくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度の持			支払った額	14		
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合	>		P9参照	15		
地震保険料控除	地震保険料又は火災保険などの長期損害保険料 (平成18年12 したものに限る) を支払った場合	2月	3 1 日までに契約	P10参照	16		
寡婦控除	夫と死別し、扶養親族を有しない方で、合計所得金額が500 夫と離別し、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下			26万円	13/10		
ひとり親控除	婚姻歴の有無、性別にかかわらず、総所得金額が48万円以下 得金額が500万円以下の場合	のこ	子を有し、合計所	30万円	1718		
勤労学生控除	令和6年12月31日現在学生で、合計所得金額が75万円以得が10万円以下の場合	以下、	、給与以外の所	26万円	19		
	あなたや、あなたが扶養している親族に障害がある場合	26万円					
障害者控除	身体障害者手帳の1級・2級、精神障害者保健福祉手帳の1% などの重度の障害がある場合(特別障害者)	30万円	20				
	特別障害者に該当する人が同居の場合	特別障害者に該当する人が同居の場合					
	900万円以下		33万円				
	合計所得金額が48万円以下の配偶者を有する場合 ※あなたの所得が1,000万円を超える場合適用されません	あ	900万円超 950万円以下	22万円			
配偶者控除 ※合計所得金額が	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	なた	950万円超 1000万円以下	11万円	21)		
48万円以下の 配偶者に限る		の	900万円以下	38万円			
마테마디다	老人配偶者(70歳以上:昭和30年1月1日以前の生まれ) を有する場合	合計	900万円超 950万円以下	26万円			
	※あなたの所得が1,000万円を超える場合適用されません	所	950万円超 1000万円以下	13万円			
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計 所得全額が48万円を超え133万円以下の場合	得金	900万円以下 900万円超 950万円以下	 P11参照	22)		
的问句的对于你	※あなたの所得が 1,0 0 0万円を超える場合適用されません 950万		950万円超 1000万円以下		(2)		
壮姜协岭	特定扶養親族(19歳以上23歳未満:平成14年1月2日~平成18年1月1日生まれ)を有する場合						
扶養控除 ※合計所得金額が	老人扶養親族(70歳以上:昭和30年1月1日以前生まれ)	老人扶養親族(70歳以上:昭和30年1月1日以前生まれ)を有する場合					
48万円以下の 親族に限る	上記の老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属 はあなたの配偶者のいずれかとの同居を常況としている場合	45万円	23				
	上記及び16歳未満(平成21年1月2日以後生まれ)を除いた扶養親族を有する場合						
	<u>合</u> 2,400万円以下			43万円			
基礎控除	会計所 2,400万円以下 2,400万円超 2,450万円以下 金 2,450万円超 2,500万円以下	計 (2,400万円超 2,450万円以下					
	得 2,450万円超 2,500万円以下 金 ————————————————————————————————————						
	額 2,500万円超			0円			

- ※1(損失額-保険金等で補塡される金額)=Aとした場合の次の①と②のいずれか多い金額
 - ① A-(総所得金額等の10%)
 - ② Aのうち災害関連支出の金額-5万円

(1) 医療費控除 ※アとイを同時に利用することはできません

ア 医療費控除【最高限度額200万円】

(A支払った医療費 - B保険金などで補填される金額) - (10万円か総所得金額等の5%のどちらか少ない金額)

例) 令和6年中に支払った@医療費が30万円、®保険金などで補填される金額が5万円の場合 (300.000-50.000)-100.000=総医療費控除額150.000円(総所得金額等が200万円以上の場合)

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)【最高限度額8万8千円】

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(注1)を行っている方が、平成29年1月1日から令和8 年12月31日までの間にあなた又はあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入 費(注2)を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除)を受けることができます。なお、申告される方が、 「一定の取組」を行っていることが要件とされているため、申告される方が取組を行っていない場合は、控除を受ける ことはできません。

- 注1 対象受診:特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診
- 注2 医師によって処方される医薬品 (医療用医薬品) から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品 (スイッチOTC医薬品) の購入費。

(A)特定一般用医薬品等購入費-B保険金などで補填される金額)-(1万2千円)

例)令和6年中に支払った④特定一般用医薬品等の購入費が10万円、®保険金などで補填される金額が1万円の場合

※イを受けるためには、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。

※イの適用を選択する場合には、「医療費控除」の欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

※医療費控除の明細書(注3)を添付してください

注3 医療を受けた者、病院・薬局などの名称、医療費の区分、支払った医療費の額等を記載したもの。

26	支払った医療費等	保険金などで補塡される金額
医療費控除	(A)	B

社会保険料控除 (13) 小規模企業 4 生命保険料控除 (15) 地震保険料控除 16 寡婦、ひとり親控除 17:08 勤労学生、障害者控除 1920 配偶者(特別)控除 2022 扶 養 控 除 23 基礎控除 24 雑 捐 控 除 25 医療費控除 🖺 🔲 26

(2) 生命保険料控除

旧生命保険料・旧個人年金保険料 (平成23年12月31日以前の契約に係る保険料)

支払った保険料の金額	生命保険料控除額(一般・個人年金共通)
15,000円以下のとき	全額
15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
70,000円超のとき	35,000円

新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料 (平成24年1月1日以後の契約に係る保険料)

支払った保険料の金額	生命保険料控除額(一般・個人年金・介護医療共通)
12,000円以下のとき	全額
12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
56,000円超のとき	28,000円

支払った保険料に対する各控除額を、それぞれ上の算式で計算し、合算します。

新生命保険料と旧生命保険料、新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける 場合、上限額は新制度の28,000円が適用されます。合算した生命保険料控除の上限額は70,000円です。

- 例) 昨年(1月~12月)中に支払った 🔘 新生命保険料が5万円、🕲 旧生命保険料が4万円、
 - ○旧個人年金保険料が4万円、○介護医療保険料が1万5千円の場合

A+B 新旧生命保険料 28,000円 90,000 (C)

15,000÷2+6,000円=13,500円 | 適用した方が、控除額は大きくなります。 介護医療保険料

新生命保険料のみ 50,000÷4+14,000円=26,500円 旧生命保険料のみ 40,000÷2+ 7,500円=27,500円 旧個人年金保険料 40,000÷2+7,500円=27,500円 新・旧の生命保険料支払額を合計し、28,000円の上限額を

28,000+27,500+13,500=生命保険料控除69,000円(70,000円の上限額以内)

15生命保険料控除 69,000円

※保険料払込証明書(コピー可)を添付してください

(15)	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	A	円	(B)	P
at A REINA del Lebrua	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
生命保険料控除		円	©	μ.
	介護医療保険料の計			
		円		

(3) 地震保険料控除

支払った保険料の1/2 (最高25,000円)

岡 旧長期損害保険料を支払った場合 (平成18年12月31日までに契約したもの)						
支払った保険料の金額	控 除 額					
5,000円まで	全額					
5,001円~15,000円	支払額×1/2+2,500円					
15,000円超	10,000円					

地震・旧長期損害保険料共にある場合(一契約で両方の支払がある場合はどちらか選択) それぞれ計算した金額の合計金額 (上限25,000円)

例) 昨年(1月~12月)中に支払った (公地震保険料が40,000円、(8) 旧長期損害保険料が10,000円の場合

地震保険料控除 40,000÷2=20,000

旧損害保険料控除 10,000÷2+2,500=7,500円

地震保険料の計

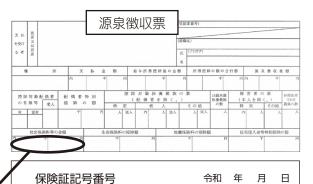
→20,000+7,500=27,500 (限度額25,000円) → 16地震保険料控除 25,000円 ■

※保険料払込証明書(コピー可)を添付してください

(4) 社会保険料控除

源泉徴収票や国民健康保険料などの通知書から、支払った社会保険の種類と金額を「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑬社会保険料控除」の欄に記入してください。支払った金額が控除金額となりますので金額の合計を「4所得から差し引かれる金額」の「⑬社会保険料控除」に記入してください。





旧長期損害保険料の計

国民健康保険料の納付済額は次のとおりです。

(1)令和6年1月から令和6年12月まで納付した金額

この通知は、所得税の確定申告の<u>社会保険料控</u>除にご利用ください。

円

なお、申告の際はこの通知のほか、納付通知 書の領収書や振替口座の通帳などで期間中の納付 額をお確かめください。

※証明書(コピー可)を添付してください

(5) 寡婦(ひとり親)控除・勤労学生控除

「3所得から差し引かれる金額に関する事項」 の該当する項目のチェック欄の□に「ν」を記入し、 8ページの控除額表を参考に、金額を「4所得か ら差し引かれる金額」の対応する番号の欄に記入 してください。

※勤労学生控除を受けるには学生証の提示また はコピーの添付が必要です

(6) 配偶者控除•配偶者特別控除•障害者控除• 扶養控除

[3所得から差し引かれる金額に関する事項] の該当する欄 に対象者の氏名・個人番号を、8ページを参考にして「4所得 から差し引かれる金額 | の対応する番号の欄に金額を記入して ください。配偶者控除・配偶者特別控除については、対象とな る配偶者の合計所得金額を必ず記入し、控除額は下表を参考に 記入してください。

《配偶者控除·配偶者特別控除額表》

			税者本人の 計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	900万円超 1000万円以下
配	偶	者	一般	33万円	22万円	11万円
控		除	老人	38万円	26万円	13万円
	f	合計所	f得金額	控	除	額
配	1	48万 00万	円超 円以下	33万円	22万円	11万円
偶		00万 05万	円超 円以下	31万円	21万円	11万円
者		05万	円超 円以下	26万円	18万円	9万円
特		10万	円超 円以下	21万円	14万円	7万円
別	115万円超 120万円以下			16万円	11万円	6万円
控	120万円超 125万円以下			11万円	8万円	4万円
除	125万円超 130万円以下			6万円	4万円	2万円
		30万 33万	円超 円以下	3万円	2万円	1万円

※配偶者控除と配偶者特別控除を同時に受けることはできません

《障害者控除·扶養控除額表》

控 除 区 分						控 除 額	控 除 区 分		控 除 額
障	害	ā	者	控	除	26万円		一般	33万円
(同			章 害 引 障) 皆)	30万円 53万円		老人	38万円
寡		婦	控		除	26万円	除	特定	45万円
ひ	۲	り	親	控	除	30万円		同居老親等	45万円
勤	労	学	生	控	除	26万円			

7~19	411	① □ 寡婦控除	19 □ 勤労学生控除
寡 婦 控 ひとり親控 勤労学生控	除除	□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還	
助 为 子 生 控	床	(二 附知 二 不用及	II. PK
	_		*
		社会保険料控除	
	4 所得から差.	小 規 模 企 業 共済等掛金控除	
		T T T T T T T T T T	: 15
		The distance will take NA	: (16)
		寡婦、ひとり親控除	17/18
		勤労学生、障害者控除	1920
空除•	し 引	配偶者(特別)控除	2020
	か	扶 養 控 除	23
, _L → 188	れ	基 礎 控 除	: 24
する欄	る	雜損控除	25
「4所得	金額		7 26
込して		合 計	- 27
は多とな			

17~19



※障害者控除を受けるためには、障害者手帳や 証明書の提示またはコピーの添付が必要です

多治見太郎さんは妻と父親と子と孫の5人家族です。令和6年中は妻には年間92万円のパート収入があり、太郎さんの収入は多治見商店の営業の売上と給料と年金がありました。

また、令和6年中に支払った(支出した)金額は次のとおりです。

- ・父の入院費30万円(入院に対して生命保険から補填を受けた金額が5万円)
- ・社会保険料が国民健康保険料と国民年金保険料を合わせて679,400円
- 新生命保険料5万円、旧生命保険料4万円、旧個人年金保険料4万円、介護医療保険料1万5千円
- ・地震保険料4万円、旧長期損害保険料1万円
- ・子は同居の特別障害者(身体1級)
- ・孫 (子の子) は16歳未満の扶養親族

